平成２４年（フ）第２１５号
三重県四日市市尾平町3806番地198
債務者　山内　安江
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２２１号
三重県四日市市清水町３番９号
債務者　加藤美智子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
三重県四日市市生桑町1632番地７、前住所三重県四日市市赤堀２丁目14―10
債務者　菅聖子こと　兪　　聖子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２３１号
三重県四日市市海山道町３丁目100番地　中日臨海グランドハイツ604
債務者　下村　　惠
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
三重県桑名市筒尾６丁目９番地12
債務者　松尾　美和
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原824番地５　町営志子第２団地204号
債務者　小山　　明
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第１８２号
滋賀県彦根市平田町69番地９　板東アパート101号室
債務者　坂口ヒロミ
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第８７９号
京都市左京区岩倉花園町395番地１　カサグランデ雅206
債務者　茂上　克幸
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９１３号
京都市伏見区羽束師鴨川町79番地１　リジェール鴨川506
債務者　中村　良孝
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２３号
京都市山科区大宅奥山田10番地　歓喜光寺
債務者　河野　良久
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０７４号
京都市上京区千本通寺之内上る西五辻北町434番地　カメラセンタービル201号
債務者　西井　丈雄
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２１号
京都市左京区下鴨泉川町21番地　ロイヤルマンション下鴨303号
債務者　味ほんざわこと　本澤　伸浩
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７５号
京都市山科区勧修寺堂田13番地１　西野山団地４棟205
債務者　西島　慶子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７６号
京都市伏見区深草出羽屋敷町10番地13
債務者　尾越　康右
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９１号
京都市東山区本町15丁目771番地22
債務者　塚本　弘子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２３号
京都市伏見区久我西出町12番地129
債務者　黒部　幸子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４３１号
兵庫県姫路市飾磨区今在家７丁目13番地　ソレイユ・セタ103号、従前の住所兵庫県姫路市山田町多田1518番地
債務者　佐藤登志栄（旧姓福本）
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部